放課後等デイサービスを利用するには…

受給者証をつくる

①療育や支援が必要であると確認できるものが必要です
（愛護手帳・医師意見書など）
療育センター・病院などに依頼します

②利用計画を立てるための申請をします
①の手帳・書類などを提出します
知的な遅れの場合：市(名古屋市は区)役所福祉課
発達障害などの場合：保健センター保健予防課

相談支援事業所または
区役所などで一覧表を
配布しています

③利用計画をつくってもらう
相談支援事業所を決めます
相談支援事業所に連絡してください

④相談員が家庭訪問し、お子様やご家族の状況を
把握したうえで利用計画を作ります。
お子様の生活や成長に何が大切かを一緒に考えます
利用できる事業所についても相談できます

役所または
保健センターに申請する

受給者証を受け取る

支給決定
区役所などが利用計画案や状況を踏まえて
利用できるサービスの支給決定をします
その内容を記載した『受給者証』が
交付されます

利用するデイサービスの事業所と契約する

契約までに利用できそうな事業所へ
見学に行きましょう

デイサービス利用開始
デイサービスに通う